

令和2年4月21日

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業延長について

原村教育委員会

原村教育委員会では、4月16日、国による全国を対象とした「緊急事態宣言」発令を受け、県教育委員会より4月17日に示された「『新型コロナウイルス感染拡大防止のための長野県の緊急事態措置等』による市町村立学校の一斉休業の要請」に基づき、原村の小中学校における「臨時休業」を延長とします。期間については、県の要請に従い5月連休明けまでとします。詳細は下記をご覧ください。

今回の「臨時休業延長」においては、各家庭・保護者の皆様のご理解とご協力をいただき、子どもたちが安全で安心して生活できるよう最善を尽くしていきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

なお、休業中各家庭でお子さんの見守りが難しいご家庭におきましては、今まで同様、学校・学童クラブ・原っ子広場等での受け入れを行いますのでご利用ください。

記

1、期日 4月27日（月）から5月6日（水）

2、内容 各自、自宅にて家庭学習（※学校より配布された家庭学習プリント等）や読書・運動等により健全で健康的な生活を送る。前年度までの学習の振り返りや新しい学年での学習の予習をする。

※この間においては、臨時での登校等はありません。必要に応じて担任等から確認連絡をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

3、休業明けの登校について

今回の臨時休業は、全国的な感染拡大が危惧される中長期に及び休業となっており、休業明けの学校生活において、生活リズムの調整や健康観察等の安全確認を考慮し、5月7日（木）および8日（金）の2日間を短縮日課による学校再開とします。

当日は各学校の日課によりますが、原則8時15分開始、午前中4時間日課、給食、清掃、学活、下校を予定しています。おおむね午後2時を下校時刻とします。公共交通等を利用される児童生徒については、対象時刻までの学校待機受け入れを行いますので、担任まで申し出をお願いします。放課後の学童クラブおよび原っ子広場については、通常通り開所しますのでご利用ください。

4、その他

なお、不明な点等がありましたら、各学校または原村教育委員会 子ども課 教育総務係（0266-79-7920）までお問合せください。（午前8時30分より午後5時まで）

以上